



第7章 歴史文化資産の防災・防犯

第1節 防災・防犯に関する現状と課題

防災・防犯にあたっては、これまでに市内で発生した災害の状況を鑑みるとともに、市や県の防災計画や国からの指針等に基づいた対策に取り組みます。

I 防災に関する現状と課題

(1) 自然災害など

【現状】

著しい建物の倒壊や津波被害が想定される地震としては、その発生^{せつぱくせい}の切迫性が指摘されている^{するがわん}駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする^{とうかいじしん}東海地震（マグニチュード8クラス）があります。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する^{なんかい}地震として、^{とうなんかい}東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があります。また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性もあります。

市内の主要河川としては、中央地域を流れる^{かのがわ}狩野川、^{きせがわ}黄瀬川、^{しんなかかわ}新中川、西部地域を流れる^{ぬまかわ}沼川、^{たかはしがわ}高橋川があります。特に狩野川については昭和33年（1958）の狩野川台風以来、^{ほうすいろ}放水路の整備などの治水対策が進んでいます。しかし、近年気候変動により、局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっています。

また、本市は、駿河湾に面し長い海岸線を持っているため、^{ぼうちやうてい}防潮堤の整備が進んでいない地域には、台風や低気圧などによる^{たかしお}高潮・^{たかなみ}高波被害が予想されます。

市内には、^{きゆうけいしやくちほうかいまけんかしょ}急傾斜地崩壊危険箇所が253か所、^{どせきりゅうきけんけいりゅう}土石流危険渓流が129か所、合計382か所の土砂災害危険箇所があります。そのうち土砂災害（特別）警戒区域が380か所（いずれも令和3年（2021）12月28日現在）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想されます。

【課題】

A：市域には、洪水、土砂災害、津波浸水域といった自然災害の被害想定区域が示されていますが、本市と歴史文化資産の所有者との間で、想定される被害についての情報共有が不足しています。

B：地震などの自然災害により、破損の恐れがある建造物などの歴史文化資産があります。

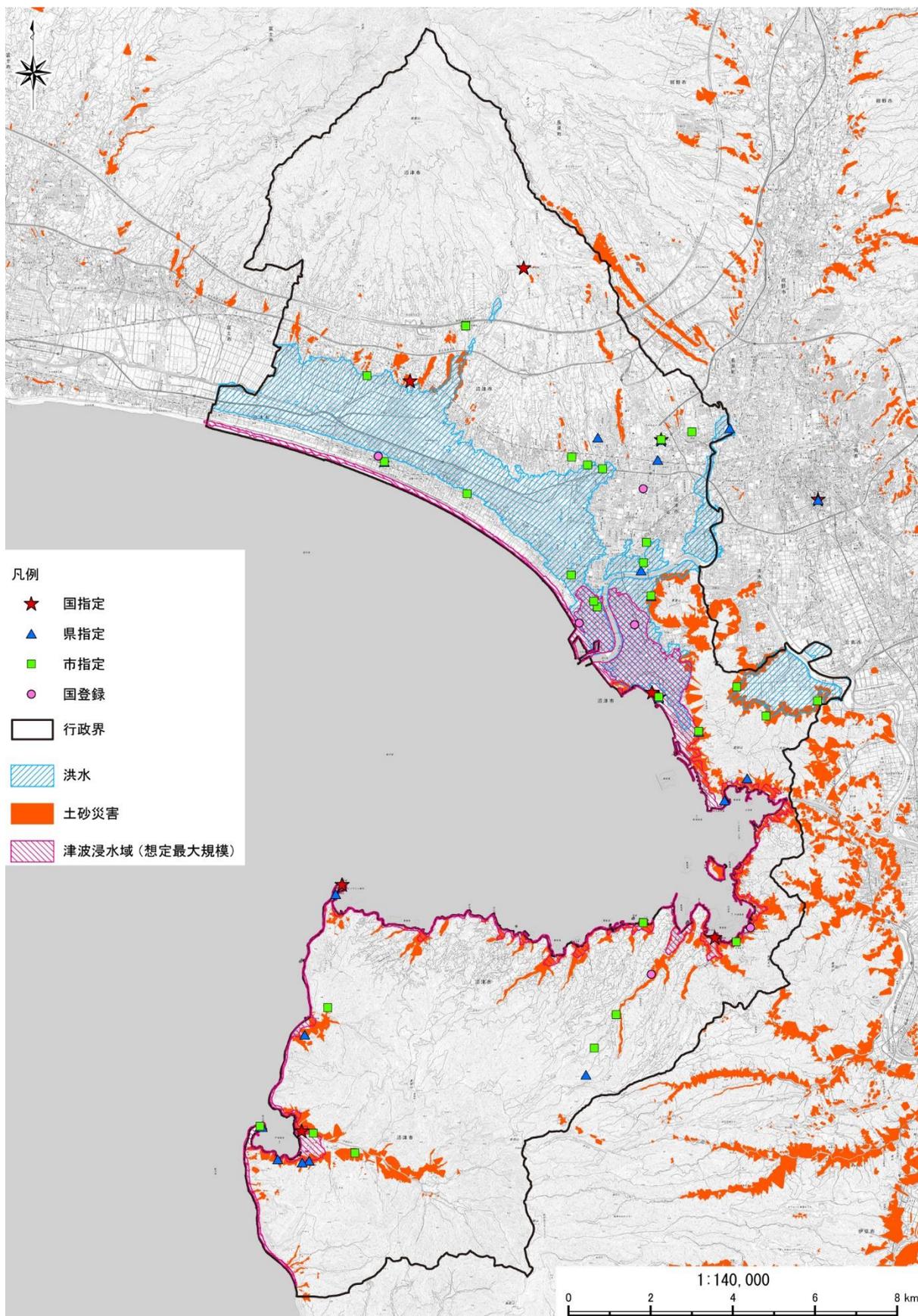


図37 被災想定範囲（国土地理院発行2.5万分1地形図を加工して作成）

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



(2) 火災

【現状】

平成31年（2019）4月には、フランスのノートルダム寺院、令和元年（2019）10月には、沖縄県の国史跡首里城跡^{しゅりじょうあと}で大規模な火災が発生しています。本市でも、戦前には大規模な火災が度々発生し、冬季は強い西風が吹くため被害が拡大する恐れがあります。歴史文化資産の防火対策の実施については、下記ガイドライン等に基づきますが、防火訓練や防火設備が不十分なものがあります。

防火対策に関するガイドライン等

- ・国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（令和2年（2020）12月文化庁・消防庁・国土交通省改訂）
- ・国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防災訓練マニュアル（令和2年（2020）3月消防庁作成）
- ・国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年（2019）9月文化庁作成）
- ・世界遺産・国宝等における防火対策5ヶ年計画（令和元年（2019）12月文化庁作成）」

【課題】

A：毎年1月26日の「文化財防火デー」前後において、本市では大瀬崎^{おせざき}のビャクシン樹林^{じゅりん}や重要文化財松城家住宅^{まつしろけしやうたく}で防火訓練を実施しています。しかし、他の歴史文化遺産では防火訓練が十分でないものもあります。

指定等文化財においては、所有者と連携して防火対策を実施してきましたが、設備の点検や更新が不十分なものもあります。未指定の歴史文化資産においては、防火対策の状況の把握が十分にできていません。

2 防犯に関する現状と課題

【現状】

仏像などの盗難や文化財の汚損などが発生する事件が全国で報道されており、本市でも対策の推進は不可欠です。したがって、下記の通知などに基づきながら、巡回や防犯設備の強化、警察署と連携した対策を推進する必要があります。

防犯対策に関するガイドラインなど

- ・文化財の防犯対策について（通知）（平成27年（2015）4月30日 27財伝文第8号、文化庁）



【課題】

- A：防犯に関する所有者との情報共有が不足し、防犯対策の状況を把握できていないものもあります。
- B：盗難について不安を感じる所有者も少なくないため、所有者が行っている防犯設備の設置・更新に対して助言・指導などを行う必要があります。
- C：人が常駐しない場所にある歴史文化資産は、盗難や毀損が懸念されます。
- D：地域の犯罪を熟知している地元警察署との情報交換が不十分です。

3 発災時の対応に関する現状と課題

【現状】

災害発生時においては、国・県・市・所有者との間で被害状況についての情報共有を行い、被災した歴史文化資産について適切な救済措置を図る必要があります。

防災対策に関するガイドラインなど

- ・沼津市地域防災計画（令和5年（2023）3月沼津市防災会議修正）
- ・静岡県地域防災計画（令和5年（2023）7月静岡県防災会議修正）
- ・静岡県文化財防災マニュアル（平成18年度（2006年度）制定）

【課題】

- A：大規模な災害が発生した際、本市だけでは市内の歴史文化資産の情報収集や被災した文化財の救済に対応しきれない可能性があります。また、関係者間での具体的な連携の手順が十分に整理されていません。

第2節 防災・防犯に関する方針

所有者と協議をしながら、次のとおり防災・防犯対策を講じるとともに、災害発生時に備えた連携強化を図ります。

1 防災に関する方針

（1）自然災害など

所有者に対する自然災害の被害想定区域の周知や、防災対策の助言に取り組みます。

【方針】

- A：自然災害の被害想定を元に、被害想定区域や想定される歴史文化資産への被害についての情報共有を図ります。



B：歴史文化遺産の耐震対策などを所有者と進めます。

(2) 火災

定期的な防火に対する訓練などを実施するとともに、所有者と協力して防火対策に取り組めます。

【方針】

A：定期的な防火訓練などを継続・拡充します。防火対策の状況把握を行い、防火設備が不十分なものは対策を促します。

2 防犯に関する方針

防犯状況について把握し、所有者と防犯対策に取り組むとともに警察署とも情報共有を図ります。

【方針】

A：防犯対策状況の把握に努めます。

B：所有者と協議をして防犯対策に取り組めます。所有者の十分な管理が難しい歴史文化遺産については、市内の博物館などでの受け入れについて所有者と協議を行います。

C：定期的な巡回の実施、強化を図ります。

D：指定等文化財などについて沼津警察署と情報共有を図り防犯対策に取り組めます。

3 発災時の対応に関する方針

災害発生時には、国・県・市・所有者との間で被害状況についての情報共有を行い、状況に応じて関係機関と協力した文化財レスキューに取り組めます。

【方針】

A：災害発災時は、迅速な情報収集に努め、状況に応じて被災した文化財の救済に取り組めます。また、大規模な災害が発生した際の対応のため、日頃から関係者間で災害を想定した連携を強化しておきます。



第3節 防災・防犯に関する措置

1 防災に関する措置

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
(1) 自然災害など												
07再 (継続)	A 指定文化財の所在・状態等確認調査	定期的(年1回)に、指定文化財の所有者を訪問し、指定文化財の所在確認、防災対策の状況確認を行う。	毎年 →								文/所	市
86 (継続)	所有者との防災情報共有強化	災害による被害について所有者と情報共有を図り、対策を協議していく。	→								文/所/危/河	市
87 (継続)	B 耐震対策などの促進	耐震診断や耐震対策工事などの助言・指導、支援を行う。	→								文/所	特市
(2) 火災												
26再 (継続)	A 歴史文化資産の防災強化	文化財防火デーに大瀬崎のビャクシン樹林などで防火訓練を実施するほか、放水銃・消火栓などの防火設備の点検・設置・更新、耐火収蔵庫などの設置に対する助言・指導、支援を行う。所有者に防災補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	毎年 →								文/所/地	特市

2 防犯に関する措置

番号 (事業)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
防犯												
07再 (継続)	A 指定文化財の所在・状態等確認調査	定期的(年1回)に、指定文化財の所有者を訪問し、指定文化財の所在確認、防犯対策の状況確認を行う。	毎年 →								文/所	市
88 (継続)	所有者との防犯情報共有強化	防犯について所有者と情報共有を図り、対策を協議していく。	→								文/所	市
27再 (継続)	B 歴史文化資産の防犯強化	歴史文化資産の所有者だけではなく地域全体で防犯情報を共有し、防犯意識の向上を図ることによって、地域全体において歴史文化資産を見守る。所有者の十分な管理が難しい歴史文化資産については、市内の博物館などでの受け入れについて所有者と協議を行う。所有者に防犯補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	随時 →								文/所/地/博	特市
89 (新規)	C 文化財巡回の実施強化	指定文化財を中心に、防犯対策に懸念がある未指定文化財も含めて、巡回の強化を検討していく。	→								文	市
90 (新規)	D 沼津警察署への情報提供	指定等文化財の防犯について、沼津警察署に情報提供を行う。	→								文/博	市



3 発災時の対応に関する措置

番号 (事業)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財 源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
発災時												
29 再 (継続)	災害発災時の被災文化財状況把握、被災文化財の救済	大規模な災害が発生した場合は、県などと情報共有を図りながら、情報収集や被災文化財の救済に取り組む。	← 随時 →								文/関	市
28 再 (継続)	A 被災文化財の救済・防災関係団体との連携強化	静岡県文化財等救済ネットワークや静岡県ヘリテージセンター、文化財防災センターと連携を強化する。	← →								文/博	市
91 (新規)	発災時シミュレーションの実施	発災時の対応の優先順位の検討やシミュレーションを行う。	← →								文/所	市

凡例

【アルファベット】 現状と課題及び方針のアルファベットと対応

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、危：危機管理課、河：河川課、地：地域住民、所：歴史文化資産の所有者・管理者、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（文化庁及びその他関係省庁の国庫補助金やデジタル田園都市国家構想交付金、県費補助金等）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



第4節 防災・防犯の推進体制

歴史文化資産の保存にあたっては、その損失を未然に防ぐことが非常に重要であることから、所有者・管理者、地域住民、沼津市、消防署、警察署連携のもと、防災・防犯対策を実施します。

災害が発生した場合には、静岡県文化財等救済ネットワーク（事務局：静岡県文化財課）の構成団体や静岡県文化財等救済支援員・静岡県文化財建造物監理士等とも情報共有を行い、被災状況の把握に努めます。また、被災した歴史文化資産の文化財救済にあたっては、文化庁・静岡県に指導・支援を仰ぎながら、静岡県文化財等救済ネットワークと連携して取り組むとともに、県を経由して（独）国立文化財機構文化財防災センター（静岡県担当：奈良国立博物館）に要請を行います。

防犯では沼津警察署などと情報交換を行いながら、所有者・管理者と対策を進めます。

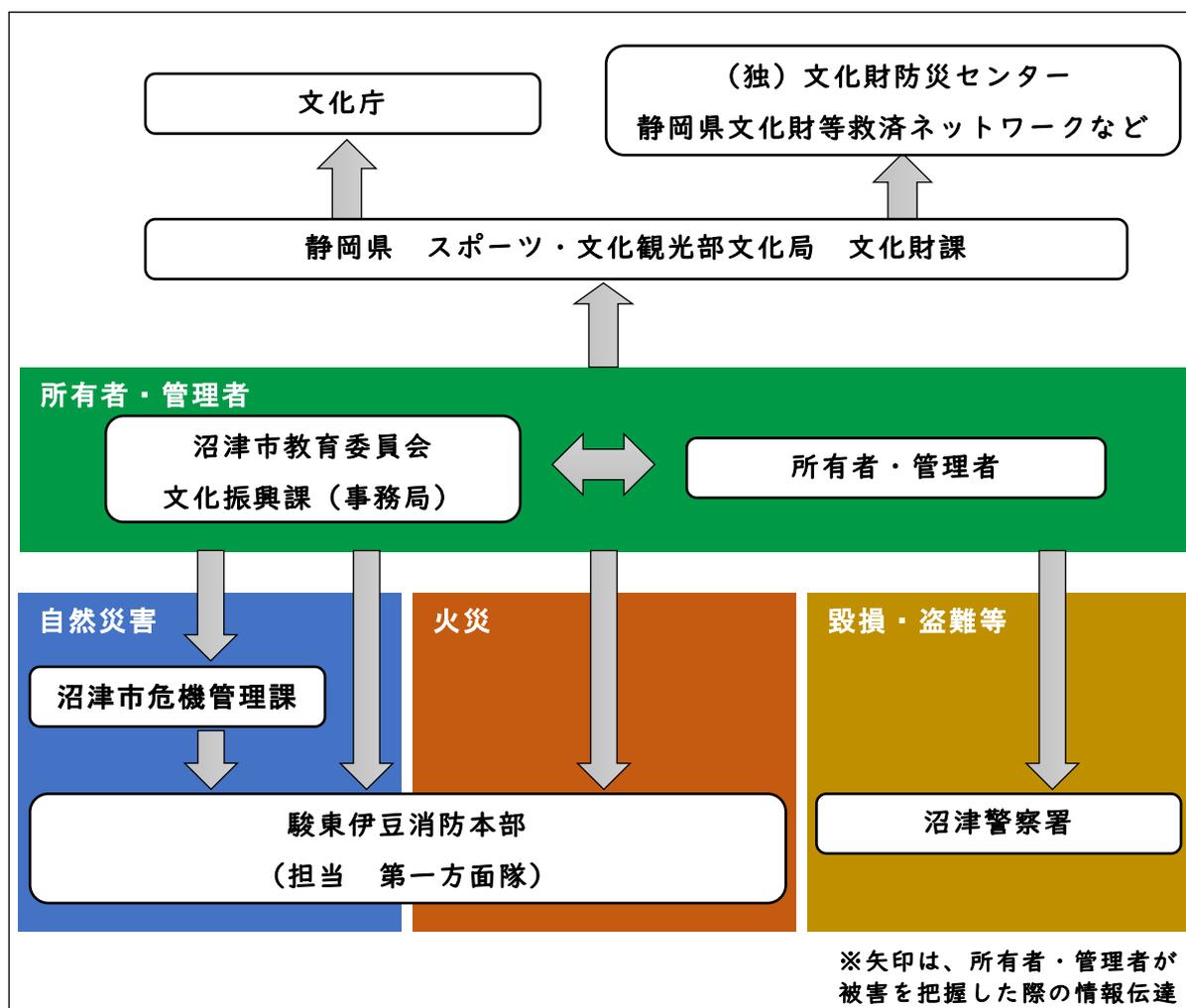


図38 災害など発生時の連絡体制



表29 歴史文化資産の防災・防犯に関する現状と課題・方針・措置

		現状と課題	実施方針	措置番号		
歴史文化資産の防災・防犯	防災に関すること	① 自然災害等	A : 市域には、洪水、土砂災害、津波浸水域といった自然災害の被害想定区域が示されているが、本市と歴史文化資産の所有者との間で、想定される被害についての情報共有が不足している。	A : 自然災害の被害想定を元に、被害想定区域や想定される歴史文化資産への被害についての情報共有を図る。	07再 86	
			B : 地震などの自然災害により、破損の恐れがある建造物などの歴史文化資産がある。	B : 歴史文化遺産の耐震対策などを所有者と進める。	87	
		② 火災	A : 毎年1月26日の「文化財防火デー」前後において、本市では大瀬崎のビャクシン樹林や重要文化財松城家住宅で防火訓練を実施しているが、他の歴史文化遺産では防火訓練が十分でないものもある。 指定等文化財においては、所有者と連携して防火対策を実施してきたが、設備の点検や更新が不十分なものもある。未指定の歴史文化資産においては、防火対策の状況の把握が十分にできていない。	A : 定期的な防火訓練などを継続・拡充する。防火対策の状況把握を行い、防火設備が不十分なものは対策を促す。	26再	
			防犯に関すること	A : 防犯に関する所有者との情報共有が不足し、防犯対策の状況を把握できていないものもある。	A : 防犯対策状況の把握に努める。	07再 88
				B : 盗難について不安を感じる所有者も少なくないため、所有者が行っている防犯設備の設置・更新に対して助言・指導などを行う必要がある。	B : 所有者と協議をして防犯対策に取り組む。所有者の十分な管理が難しい歴史文化遺産については、市内の博物館などでの受け入れについて所有者と協議を行う。	27再
				C : 人が常駐しない場所にある歴史文化資産は、盗難や毀損が懸念される。	C : 定期的な巡回の実施、強化を図る。	89
	D : 地域の犯罪を熟知している地元警察署との情報交換が不十分。	D : 指定等文化財などについて、沼津警察署と情報共有を図り防犯対策に取り組む。		90		
	発災時の対応に関すること	③ 発災時	A : 大規模な災害が発生した際、本市だけでは市内の歴史文化資産の情報収集や被災した文化財の救済に対応しきれない可能性がある。 関係者間での具体的な連携の手順が十分に整理されていない。	A : 災害発災時は、迅速な情報収集に努め、状況に応じて被災した文化財の救済に取り組む。大規模な災害が発生した際の対応のため、日頃から関係者間で災害を想定した連携を強化しておく。	28再 29再 91	

※措置番号は、159、160頁に対応